

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2014 年 11 月号

1. 国外関連者への株式発行取引に移転価格税制を適用しないとするムンバイ高等裁判所の判決
2. インドルピー建ECBの更なる自由化
3. 不動産開発・建設部門へのFDI規制緩和



EY

Building a better
working world

本JBSフラッシュニュースは、長年争われてきた株式発行取引に係る移転価格税制の適用可否について、当該取引から所得税法上の「所得」は生じないため、適用されず、納税義務はないとするムンバイのプレーキングニュースを取り上げます。また、ルピー建てのECBの規制緩和、そして、不動産開発・建設業のFDI緩和を取り上げます。これらは、今後、外国からの投資を呼び込むためのモーメンタムとなっていくことが期待されます。

1. 国外関連者への株式発行取引に移転価格税制を適用しないとするムンバイ高等裁判所の判決

2014年10月10日にムンバイ高等裁判所による、ボーダフォンインドサービス社(以下、納税者)へ、待望の判決が下りました。争点となったのは、インドの移転価格税制の規定が納税者の国外関連企業への株式発行にも適用されるか、インド所得税当局が所得税法上、その公正価値と普通株式発行価格の不足額に課税権があるかということでした。

当該訴訟では、2008-09年度において、納税者は、外国為替管理法上、インド政府が規定した方法により、額面10ルピーに対し、一株あたり8,519ルピー(約142ドル)で普通株式289,224株を国外関連者にプレミアム発行しました。しかし、税務当局は、調査手続きの過程で、普通株式の独立企業間価格(ALP)を独自に算定し、一株あたりの株価を53,775ルピー(約896ドル)に増額修正しました。税務当局は納税者の国外関連者への取引金額は実勢よりも小さく、差額は国外関連社への「融資」に相当すると主張、概念的な利子を請求し、「二次的調整」を行いました。そのため、移転価格税制による更正税額として139億7千万ルピー(約2億3,288万ドル)を請求しました。

この訴訟で高等裁判所は、株式発行取引の本質を調査し、移転価格税制適用のためには、国外関連取引から「所得」が生じていることが必要であるとの判断を示しました。資本取引、あるいは再編取引は、受取利子の過少申告や支払利子の過大申告、償却費の計上等、所得に影響を与える場合に限り、課税対象となります。高等裁判所は、納税者の国外関連者への普通株式発行による資金流入も、普通株式の公正価値と発行価格との差額も、実質的に、所得税法でいうところの「所得」には該当せず、インドでは移転価格税制の対象にはならないと判示しました。さらに、高等裁判所は、そもそも株式発行による対価の流入は所得税法上、課税対象ではないので、株式発行による対価の流入不足額に課税を執行するのは、成り立たないと判示しました。

高等裁判所は納税者有利な判決を下すにあたり、現行事実を鑑み、納税者が非居住者の国外関連者に株式をプレミアム発行しても、当該国外関連取引から所得は発生せず、従って、インドの移転価格税制の規定は適用されないと結論付けました。今後の焦点は、税務当局が最高裁に上告するかです。

2. インドルピー建てECBの更なる自由化

速報ポイント

- ▶ RBIはインドルピー建て対外商業借入(ECB)を更に自由化する方針を決定(2014年9月3日付通達No.25)
- ▶ インドルピー建てECBは、これまで外国株主からのみ認められていた。今後は、全ての非居住者が貸付可能に。
- ▶ 貸手は、インド国内のカテゴリー1認定為替取引銀行が引受を行った通貨スワップ取引を通じてインドルピーを調達することとなる。貸手は通貨スワップ取引の実行を、海外で行うかインドの駐在員事務所を設立して行う。
- ▶ ECBの調達コストは、市場に広く流布している条件と合致する必要がある(概ね12%~12.5%)

詳細は以下の通りです。

背景

ECBはインドの適格法人が海外から一般的に行っている商業借入の一形態です。このため、基本的には外貨建借入として設計されています。しかし、ECB取引における借入期間の制限や為替変動リスクの観点も鑑

み、RBIはインドルピー建融資の自由化に踏み切りました。このようなインドルピー建融資は、インド企業及び海外の貸手が負う為替変動リスクを軽減することとなります。

インドルピー建ECBの自由化の内容

2011年、RBIはインド企業がインドルピー建ECBを利用することを認めましたが、外国株主からの借入に限定されていました。今後は、非居住者である全てのECB貸付者にも、規定条件に従ってインドルピー建融資の道が開かれることになりました(2014年9月3日付RBI通達No.25参照)。

自由化の背景

今回の動きは主に2つの目的があります。一つ目はインド経済に金融緩和の影響をもたらすこと、2つ目は低水準で推移しているインドの外貨準備高の維持に役立つことです。さらには、外国銀行には、インドの銀行には求められている流動性準備率規制(SLR)や現金準備率規制(CRR)が課せられないことを考えれば、外国銀行からの資金調達、つまりは、インドルピー建融資の調達コストが安価となる可能性があります。

通達の詳細

2014年9月3日付RBI通達No.25において、非居住者であるECB貸付者にもインドルピー建融資を認めることとしました。その主な条件は以下の通りです。

- ▶ 貸手はインド国内のカテゴリー1認定為替取引銀行が引受を行った通貨スワップ取引を通じてインドルピーを調達すること

本条件により、インドの借手にインドルピー建融資を実行するため、外国銀行のような外国の貸付者がインド国内のカテゴリー1認定為替取引銀行とスワップ取引を開始しインドルピーを調達することになります。インドルピー建ECBのためにスワップ取引を行う外国銀行は、インド国内に駐在員事務所を置くことができます。

- ▶ ECBの調達コストが市場に広く流布している条件と合致する必要があること

ECBの満期日に従い、外国通貨建ECBの資金調達コスト(主に金利コスト)は6ヶ月LIBOR(ロンドン銀行間オファリングレート)に固定されていました(2014年RBI通達)。LIBORは将来の金利計算における国際市場のベンチマークとなっています。しかし、インドルピー建ECBでは、MIBOR(NSEによって決定されるムンバイ銀行間オファリングレート)がインドルピー市場での適切なベンチマークとなります。MIBORに上乗せするマージンは銀行により異なるため、RBIはインドルピー建のECBの調達コストが市場に広く流布している条件と合致する可能性を残すこととしました。

3. 不動産開発・建設部門へのFDI規制緩和

内閣は不動産開発・建設部門へのFDI規制緩和を承認しました。変更点は、弊所によるDIPP(産業政策促進局)への提案に沿った内容となっています。これらの変更点はDIPPIによるプレスノートの発行日から施行となります。主要な変更は以下の通りです。

- ▶ 「住宅用地(Serviced housing plot)」という用語が「(住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)」に置き換えられ、商業用地も対象となることが明確化されました。
- ▶ (住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)の最低開発面積(10万平米)を撤廃し、(住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)の最低開発要件はなくなりました。FDIを受けられる(住宅及び商業用)開発事業の最低開発面積は5万平米から、最低床面積2万平米に引き下げられ、より小規模なプロジェクト開発が奨励されることになりました。その(住宅及び商業用)インフラを備えた用地(Serviced plot)でFDIを受けられる(住宅及び商業用)開発事業を行う場合、前記の2つの条件の一つを満たす必要があります。これは、2万平方メートル以下の不動産開発プロジェクトでも認められる可能性があることを意味します。
- ▶ 完全子会社の場合、FDIを受けられる事業の最低資本金が1,000万ドルから500万ドルに引き下げられました。FDIは最大10年間で、プロジェクト完了日まで、どちらか早い期日まで認可されます。
- ▶ 投資家は主要インフラ施設を提供することを条件に、プロジェクト完了した場合や、最終投資から3年経過した場合、事業売却が可能となりました。

- ▶ プロジェクトコスト総額の30%が低価格住宅のために使われる場合は、最低開発面積要件と最低資本金要件は適用されません。
- ▶ タウンシップ、モール/ショッピング複合施設やビジネスセンターの運営や管理のためのプロジェクトには100%FDIが認められることが明記されました。

コメント

2014年度予算案で提案されていたように、不動産開発・建設業部門へのFDI政策が改正されました。この規制緩和は画期的なものといえ、資金調達難にあえいでいる業界に資金流入を促し、流動性を高めることになるでしょう。そして、グローバル投資家の信頼が回復し、大きなポテンシャルを持つ業界への投資が活性化することになるでしょう。

低所得者用住宅に提供されるレバレッジは、業界への資金流入のきっかけになることが期待されます。そして、2022年までの全国民に住宅を供給する計画やスマートシティ建設という政府の社会経済的目標達成を支援することになります。

弊所には、インドの不動産開発・建設業やインフラ開発に熟知した専門家が多数います。ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。